

基本計画の構成イメージ

構成区分		概要	第2期基本計画の 主な該当箇所
1. 基本計画について	(1) 策定の趣旨	基本構想の具体化を図るため、12年間（H28～H39年度）で取り組む施策を定めるとともに、重点的に進める施策（重点化施策）を設定する旨を記載する。	P27 （第3章 第1節「基本計画の位置づけ」）
	(2) 基本計画の実現主体	基本計画の実現主体として、市民、市民団体（校区コミュニティ協議会、NPOなど）、事業者、行政がともにまちづくりを進める旨を記載する。	
	(3) 基本計画の施策体系	基本構想の5つの基本目標に基づく部門別の取り組みなど、基本計画の施策の体系について定める。	P29～31 （第3章 第2節「施策体系」）
2. 重点化する取り組み		基本計画の期間において、重点的に進めていく取り組み項目を定める。	P32～33 （第4章 第1節「重点施策の基本的な考え方」）
3. 部門別の取り組み		基本構想の5つの基本目標に基づき、防災、健康、教育、産業など各部門における課題やそれに対する取り組みの方向などを定める。	P39～87 （第2編「部門別計画」）
4. 計画の推進に向けて		基本構想における行政運営の方針に基づき、市民活動の支援や情報発信、行政改革等の行政運営の取り組みを定める。	
5. 計画の進行管理		基本計画を推進していく上での施策の進行管理の考え方を定める。	P36～37 （第4章 第4節「施策の進行管理」）
6. 付属資料		基礎調査の結果や計画策定の経過等を掲載する。	P89～127 （付属資料）

めざすまちの姿

持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方

～住み続けるんやったら、世代をこえてみんなにやさしいまち ひらかた～

5つの基本目標

安全で、
利便性の高いまち

健やかに、
生きがいを持って
暮らせるまち

一人ひとりの
成長を支え、
豊かな心を育むまち

地域資源を生かし、
人々が集い
活力がみなぎるまち

自然と共生し、
美しい環境を
守り育てるまち

基本構想を
実現するために

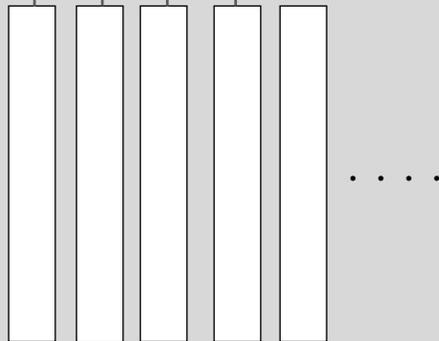
- * 市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進
- * 効率的な市政運営
- * 広域的な連携と地方分権の推進

基本構想の具体化を図るため重点化・部門別施策を策定

重点化する
取り組み

- ……
- ……
- ……
- ……

部門別の取り組み
(防災、健康、教育、産業などの各部門)



計画の推進
に向けて

- ……
- ……
- ……
- ……

基本計画に掲げる重点化施策などを踏まえて作成

基本構想

基本計画 (12年間)

実行計画

※4年ごとに作成

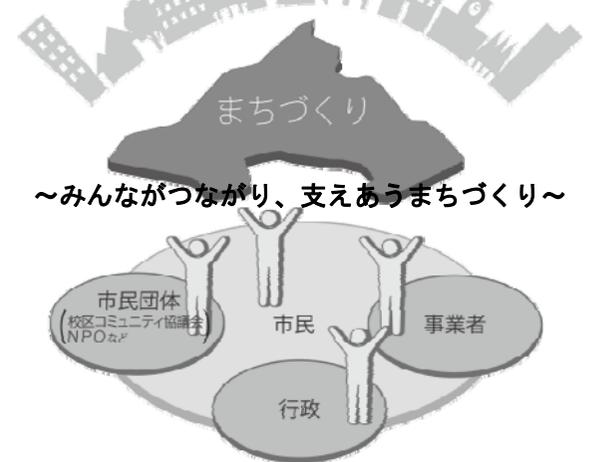
《まちづくりの基本姿勢》

人口減少社会においても
発展し続けるまちづくり

- ・ 右肩上がりの成長を前提とした拡大型の施策展開の見直し
- ・ 多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、更なるまちの魅力向上

実現主体

- 市民
- 市民団体 (校区コミュニティ協議会・NPO など)
- 事業者
- 行政



第5次枚方市総合計画の体系（イメージ案）

基本構想

◇基本目標

◆安全で、利便性の高いまち

- ▼災害に対する備えができているまち（防災）
- ▼災害時に、迅速・的確に対応できるまち（災害対応）
- ▼暮らしに身近な安全が確保されたまち（生活安全）
- ▼安全で快適な交通環境が整うまち（道路環境）
- ▼快適で暮らしやすい環境を備えたまち（公共交通、住環境）

◆健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

- ▼誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち（健康）
- ▼保健衛生や健康危機管理が充実したまち（公衆衛生、健康危機管理）
- ▼安心して適切な医療が受けられるまち（医療）
- ▼高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち（高齢者福祉）
- ▼障害者の自立や社会参加が充実したまち（障害者福祉）
- ▼すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち（人権）
- ▼男女がお互いを尊重し、ともに参画できるまち（男女共同）
- ▼平和の大切さを後世に伝えるまち（平和）

◆一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

- ▼安心して妊娠・出産できる環境が整うまち（産前・出産）
- ▼子どもが健やかに育つことができるまち（子育て）
- ▼子どもの生きていく力を育む教育が充実したまち（学校教育）
- ▼誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち（生涯学習、文化芸術、スポーツ）

◆地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち

- ▼人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち（中心市街地）
- ▼地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち（観光・交流、歴史文化遺産、大学連携）
- ▼いきいきと働くことのできるまち（就労）
- ▼地域産業が活発に展開されるまち（産業）
- ▼農を守り、生かすまち（農業）

◆自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

- ▼豊かな自然環境を大切にすまち（自然環境保全）
- ▼まちなかの緑を育てるまち（緑の創出）
- ▼ごみを減らし、資源の循環が進むまち（ごみ減量・資源循環）
- ▼安全で良好な生活環境が確保されたまち（生活環境）
- ▼地域環境にやさしいまち（地球温暖化対策）
- ▼美しく魅力あるまち並みが育まれるまち（まち美化、景観）

◇計画の推進に向けて（行政運営）

◆市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進

- ▼市民との情報の共有化を進めます（情報発信、広聴）
- ▼市民による活発なまちづくり活動を支援します（市民活動支援）

◆効率的・効果的な市政運営

- ▼持続可能な行財政運営を進めます（行政改革、財政運営）
- ▼市有財産の効率的・効果的な管理と活用を進めます（市有財産管理）
- ▼職員の意欲と能力を高め、健全で柔軟な組織運営を進めます（組織運営、人材育成）

◆広域的な連携と地方分権の推進

- ▼自治体間の広域連携や地方分権の推進を図ります（広域連携、地方分権）

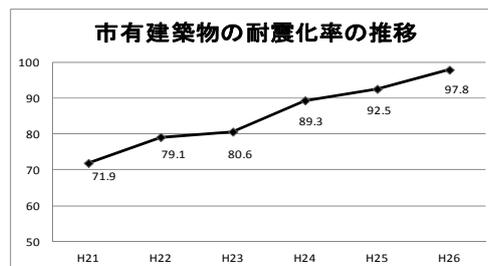
1

災害に対する備えができているまち

現状と課題

○本市では、災害に備えて、全 45 小学校区において自主防災組織が作られています。また、地域住民が人命救助や応急消火等を行えるよう普及啓発活動等を行う「地域防災推進員」の育成研修を実施しており、地域防災力の向上を図っています。（平成 26 年度末研修修了者約 470 人）

○本市の第一次避難所でもある市立小中学校施設については、平成 22 年度末に校舎・体育館の耐震化を完了し、平成 24 年度に小学校単独調理場施設の耐震補強工事をもって耐震化率 100%を達成しました。また、市有建築物全体については、「枚方市市有建築物耐震化実施計画」に基づき耐震化を進めており、平成 26 年度末の耐震化率は 97.8%となっています。



○浸水対策として、下水道事業計画に基づき雨水管やポンプ場などの整備を進めるとともに、計画降雨の基準を超える集中豪雨に対しては、平成 25 年度に蹠排水区、また、平成 26 年度に楠葉排水区において下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、整備事業を進めています。

○死傷者が 5,000 人を超えるなど、本市に最も甚大な被害をもたらすと予想される「生駒断層帯地震」や今後 30 年以内の発生確率が 70%程度とされる「南海トラフ巨大地震」など大規模地震の発生が懸念されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえた防災対策の充実が求められています。

○災害時には、行政による対応のみならず、地域住民や事業者による相互の救助活動等が重要な役割を果たすことから、平常時から防災意識を高め、連携を強化しておくことが求められています。

○地震や豪雨の発生などの災害への不安が高まる中、建築物や市民生活を支える道路、上下水道などの都市基盤の安全性の確保が求められています。

○近年、下水道の雨水排水能力を超える集中豪雨が多発しており、浸水被害の軽減に向けた対策が求められています。

取り組みの方向

○市の防災体制の強化を図るとともに、市民一人ひとりが防災意識を高め、大規模災害の発生に備えます。

○市民、市民団体、事業者、行政がお互いに協力し合える関係をつくることで、地域における防災力の向上を図ります。

○地震等の災害発生時に、被害を軽減できるよう、建築物の耐震化や、道路や橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な維持管理を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。

○公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進めるなど、浸水被害の軽減を図ります。

進捗を測る指標

指標 1				
指標 2				
指標 3				

行政の主な取り組み

- ◆地域防災計画に基づく防災体制の推進
- ◆新消防本部庁舎を拠点とした消防体制の充実
- ◆非常時持ち出し品の確保など市民に対する防災意識向上の支援
- ◆地域防災推進員の育成
- ◆自主防災組織など地域防災力の充実支援
- ◆障害者、高齢者、子どもなどの避難行動要支援者に対する避難支援体制の充実
- ◆防災マップの配布などによる防災情報の共有化
- ◆道路、橋梁、上下水道などの公共施設の更新・改修・耐震化
- ◆住宅などの建築物耐震化の支援
- ◆雨水管やポンプ場などの計画的な整備

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 非常時持ち出し品の確保など自分のことは自分で守る防災意識の向上
- 地域や事業者などは、防災訓練の実施などにより防災体制の強化
- 事業者は、事業所の防災計画や業務継続計画の策定、従業員への普及啓発の推進
- 障害者、高齢者、子どもなど避難行動要支援者の把握
- 事業者は、災害時の応援協定等への協力
- 所有する建築物の耐震化など防災対策の強化